

中東湾岸諸国のイスラーム金融をめぐる法制度とその問題

川村 藍*

1. 本稿の目的

本稿の目的は、イスラーム金融をめぐる法制度が中東湾岸諸国でどのような構造を有しているのかを検討することにある¹⁾。とりわけ、イスラーム金融に関連する法的枠組みが、最も発達しているバハレーンを取りあげその現状と問題点を考察する。

イスラーム金融は過去30年の間に世界的に発展してきた。リバー（利子）の禁止をはじめとするイスラーム経済思想を取り込んだ金融システムが新たに構築され、従来型の金融システムと並存する現象がみられるようになった²⁾。このことが、双方のシステムの間での齟齬や摩擦を生じさせてきた。とりわけ、金融商品に附随するリスクや金融機関のガバナンスの領域においては従来型システムとは異なる管理や適応のあり方がもとめられていることから、そのようなイスラーム型のリスク管理やガバナンスと従来型のそれらとをいかに一体的に把握するかという観点から注目が集まり、議論が展開されている [Archer and Karim 2007; Greuning and Iqbal 2008]。

そのような問題にくわえて、近年ではイスラーム金融をめぐる民事紛争が緊要の課題となりつつある。イスラーム金融はイスラーム法の理念によってすべてのシステムが構築されており、その原則を貫徹するのであるならば、民事紛争においてもイスラーム法の適用が望まれるはずである。しかし、本稿で明らかにするように、現状ではイスラーム金融に関わるほとんどの民事紛争において、西洋法が適用されており、イスラーム法の理念が適応されていない。

本稿が対象としている中東湾岸諸国は、イスラーム金融市場が急成長を遂げている地域であり、世界的に注目を集めている³⁾。イスラーム金融市場の拡大に伴い、イスラーム金融に関わる法整備が中東湾岸諸国でなされてはいるものの、発展段階にある。しかし、中東湾岸諸国の中でも、バハレーンではイスラーム金融と従来型金融を明確に区分する傾向にある。たとえば、バハレーン中央銀行 (Central Bank of Bahrain) が発行している統計データでは、従来型銀行とイスラーム銀行を分けている⁴⁾。さらに、法制度や金融監督制度についても、本稿で述べるように、イスラーム金融に特化したものを適用している。そのような制度的発展において、バハレーンのイスラーム金融は中

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

1) 本稿で述べる中東湾岸諸国は湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council of the Arab States) の加盟国であるアラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バハレーンの6カ国を指す。

2) 本稿で述べる従来型金融は、一般的に利子や利息を運用することで利潤を得ながら、イスラーム法とは無縁の状態である通常の金融を指す。イスラーム金融は、イスラーム法を一貫して適用させ、イスラーム法を遵守することが求められる。そのため、イスラーム法で禁止しているリバーが、一般的に利子や利息にあたることから、これらを回避したイスラーム金融が新たな金融形態として成立している。このような背景から、イスラーム金融との区別を明確にするため、イスラーム法との適合性を問題としない金融形態を従来型金融と呼ぶ。

3) 金融専門誌 *The Banker* のイスラーム金融特集では湾岸諸国のイスラーム金融市場が、他の地域より優勢であることを報じている。2009年の湾岸諸国におけるイスラーム金融資産が、全世界のイスラーム金融資産の42.9%を占めている。また、*The Banker* によると、中東湾岸諸国におけるイスラーム金融市場の総額は3532億ドルになり、前年の2627億ドルに比べると34.5%の成長であることも示されている (*The Banker* 2009 Top 500 Islamic Financial Institutions/ Supplement, p.26)。

4) 一方、アラブ首長国連邦では、イスラーム銀行と従来型銀行の統計データを区別していない。イスラーム銀行は、従来型銀行と同様に扱われている。カタールでは四半期ごとの統計においてイスラーム銀行と従来型銀行の区別がなされている。しかし、イスラーム銀行部門のみを扱う統計データはなく、あくまでも、従来型銀行市場の一部となっている。クウェートでは、投資銀行においてはイスラーム投資銀行と従来型投資銀行といった区別がなされているものの、銀行部門においてイスラーム銀行と従来型銀行の区別はなされていない。また、サウジアラビアやオマーンではイスラーム銀行を貸借対照表に入れていない。

東湾岸諸国で、先導的立場にある。本稿でバハレーンに着目する所以である。

2. バハレーンのイスラーム金融市場

1975年にドバイ・イスラーム銀行（Dubai Islamic Bank）が設立されたことを皮切りに、中東湾岸諸国においてイスラーム銀行が相次いで登場した⁵⁾。バハレーン最初のイスラーム銀行は、1978年のバハレーン・イスラーム銀行（Bahrain Islamic Bank）である。当初、イスラーム金融に関する法的な規定がなかったため、1979年法令2号が設立の法的根拠となった。この1979年法令2号第3条にもとづき、バハレーン・イスラーム銀行は、株式会社という位置づけで業務を遂行した⁶⁾。このバハレーン・イスラーム銀行を筆頭に、バハレーンでは多くのイスラーム銀行が設立されていった。

1980年代には、バハレーンにおいてアラブ系の多国籍銀行が多数参入した。たとえば、イスラーム金融専門の銀行は1982年のバハレーン・ファイサル・イスラーム銀行（Faysal Islamic Bank of Bahrain）⁷⁾、1983年のアルバラカ・イスラーム投資銀行（Albaraka Investment Bank）が代表的である。これにくわえて、中東最大のネットワークをもつアラブ銀行グループ（Arab Banking Corporation, ABC）が子会社としてABCイスラーム銀行（ABC Islamic Bank）を1985年に設立している。

1990年代には欧米系銀行がイスラーム金融の事業を展開するようになった。その代表例が、1996年に設立されたシティ・イスラーム投資銀行である。この銀行はシティコープ銀行（Citicorp Banking Corporation）の子会社である。この他に、フランスのBNPパリバ（BNP Paribas）やスタンダードチャータード銀行（Standard Chartered Bank）などもイスラーム金融サービスを展開している⁸⁾。

この他にも多国籍銀行が1990年代後半から2000年代にかけて、バハレーンに本拠地において銀行業務を展開するようになった。たとえば、アルキャピタはバハレーンを本拠地としており、湾岸諸国以外にも世界的に事業を展開している⁹⁾。

バハレーンの銀行部門に対しては、2006年にバハレーン中央銀行及び金融機関法（The Central Bank of Bahrain and Financial Institutions Law 2006, 以下2006年中央銀行法）が成立するまで、1973年法令23号のバハレーン通貨庁設置法（The Law on the Establishment of the Bahrain Monetary Agency）が適用されていた。そのため、このバハレーン通貨庁（Bahrain Monetary Agency）が一般的な中央銀行の役割を担ってきた。バハレーン通貨庁では、バハレーンで事業を展開するイスラーム金融機関を、専門銀行、アラブ系銀行と欧米系銀行に分類している [BMA 2002: 44]。専門銀行はバハレーン・イスラーム銀行、クウェート・ファイナンス・ハウス・バハレーンなどが代表的で

5) ドバイ・イスラーム銀行に引き続き、1977年にはクウェート・ファイナンス・ハウスが設立された。1982年にはカタール・イスラーム銀行が、カタール中央銀行法の改正にもなって設立され、翌年から営業を開始することとなった。

6) これ以降成立したイスラーム銀行はバハレーン・イスラーム銀行と同様に株式会社としての位置づけにあったと考えられる。

7) ファイサル・イスラーム銀行バハレーンは2000年にガルフ・イスラーム投資会社と合併し、シャーミル銀行となった。そして、2009年に業務移行が中央銀行から宣言されてから、2010年にシャーミル銀行は、イスマール銀行に吸収された（イスマール銀行のホームページより <http://www.ithmaarbank.com/ithmaar_glance_profile.asp>）。

8) BNPパリバのイスラーム金融部門はBNPパリバ・ナジュマ（BNP Paribas Najmah）によって2003年にバハレーンを拠点として運営されている。詳細はBNPパリバ・ナジュマのホームページを参照 http://www.bnpparibas.bh/en/corporate_institutional_services/business_line.asp?Bus=SBUS-5THHPD。また、スタンダードチャータード銀行におけるイスラーム金融取引についても、ホームページを参照した。< <http://www.standardchartered.com/bh/islamic-banking/en/> >。

9) アルキャピタはバハレーンで登記し、ロンドン、アトランタとシンガポールに支部を設けて投資事業を展開している。詳細はアルキャピタのホームページを参照 < <http://www.arcapita.com/about/message.html> >。また、2009年の業務報告書において、アルキャピタはイスラーム法（Shari'a law）を適用することが明記されている < http://www.arcapita.com/about/fininfo/pdf/AR_2009_FINAL.pdf >。

ある。これらの銀行は、イスラーム金融のみを扱う銀行であり、従来型の銀行取引を実施せず、イスラーム金融に特化した金融機関である。次にアラブ系銀行はアラブ諸国内において、従来型金融取引を行うと同時に、イスラーム金融取引も平行して取り扱っている機関のことである。これに分類されるのは、イスラーム銀行を子会社として所有している ABC イスラーム銀行などが当てはまる。これらの銀行は、バハレーン国外で創業を開始し、傘下のイスラーム金融機関をバハレーンに設置する業務形態を採っている。最後に欧米系銀行は、シティ銀行に代表されるように、従来型金融をメインに扱っており、一部にイスラーム金融を扱っている金融機関のことである。これらを踏まえて、バハレーンにおける専門銀行、アラブ系銀行と欧米系銀行がどのように分類されているのかは以下の表1にまとめたとおりである。

【表1. バハレーンにおけるイスラーム金融機関の類型】

専門銀行	アラブ系銀行
アルバラカ・イスラーム銀行バハレーン アルバラカ銀行グループ アルキャピタ銀行 アッサラーム銀行バハレーン インターナショナル投資銀行 インベスターズ銀行 イスマール銀行 エラフ銀行 カピンノバ投資銀行 ガルフ・ファイナンス・ハウス キャピタル・マネジメント・ハウス キャピヴェスト クウェート・トルキッシュ・パーティシペーション銀行 クウェート・ファイナンス・ハウス・バハレーン グローバル・バンキング・コーポレーション スイーラ投資銀行 ハリージュ商業銀行 バハレーン・イスラーム銀行 ファースト・エナジー銀行 ベンチャー・キャピタル銀行 ユニコーン投資銀行 (アラブ・イスラーム銀行) ¹⁰⁾	ABC イスラーム銀行 インベストメント・ダール銀行 欧米系金融機関 シティ・イスラーム投資銀行 スタンダードチャータード銀行バハレーン J.P. モーガン (J.P.Morgan) BNP パリバ・ナジュマ (BNP Paribas Najmah) HSBC アマーナ (HSBC Amanah) ヨーロッパ・イスラーム投資銀行 (European Islamic Investment Bank)

【出所】 [CBBHP] および各銀行のホームページをもとに、筆者作成。

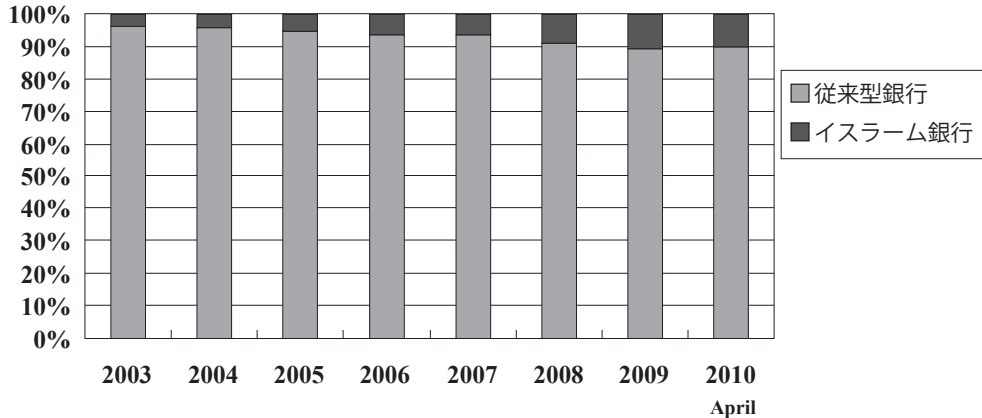
2002年にはバハレーンにおけるイスラーム銀行資産は291億ドルであった。このころのバハレーン国内の銀行市場に占めるイスラーム金融市場の割合は5%にも満たなかった。2010年4月時点ではバハレーンの銀行総資産が2兆2412億ドルであり、イスラーム銀行資産がおおよそ2451億ドルである。したがって、イスラーム銀行資産が、バハレーン国内全体の銀行資産のおおよそ10%を占めていることがわかる(表2参照)。このことから、イスラーム銀行市場が漸進的に拡大していることがみてとれる。

バハレーンで営業しているイスラーム銀行は、表3にあげたように、2010年現在、6行のイスラーム

10) バハレーン中央銀行によると2010年9月23日時点において、操業停止中であることが明記されている <<http://www.cbb.gov.bh/assets/CBB%20Register/IsBL-Aug10.pdf>>

ム商業銀行と 20 行のイスラーム投資銀行の合わせて 26 行である。また、イスラーム銀行以外にも 19 社のイスラーム保険（タカーフル）会社がバハレーン国内で事業を展開している。

【表 2. イスラーム銀行市場の市場規模】



〔出所〕 [CBBHP] をもとに筆者作成。

【表 3. バハレーンのイスラーム銀行年表】

年代	銀行名
1970 年代	バハレーン・イスラーム銀行 (Bahrain Islamic Bank, 1978)
1980 年代	カピヴェスト (Capinvest, 1981) アルバラカ・イスラーム銀行 (Albaraka Islamic Bank, 1983) ABC イスラーム銀行 (ABC Islamic Bank, 1985) アラブ・イスラーム銀行 (Arab Islamic Bank, 1989)
1990 年代	シテイ・イスラーム投資銀行 (Citi Islamic Investment Bank, 1996) アルキャピタ銀行 (Arcapita Bank, 1996) インベスターズ銀行 (Investors Bank, 1997) アルバラカ・銀行グループ (Albaraka Banking Group, 1998) カピノバ投資銀行 (Capinnova Investment Bank, 1999) ガルフ・ファイナンス・ハウス (Gulf Finance House, 1999)
2000 年代	クウェート・ファイナンス・ハウス・バハレーン (Kuwait Finance House Bahrain, 2001) インターナショナル投資銀行 (International Investment Bank, 2001) クウェート・トルキッシュ・パーティシペーション銀行 (Kuwait Turkish Participation Bank, 2002) ハリージュ商業銀行 (Khaleeji Commercial Bank, 2003) ユニコーン投資銀行 (Unicorn Investment Bank, 2004) バハレーン・サラム銀行 (Al-Salam Bank-Bahrain, 2005) ベンチャー・キャピタル銀行 (Venture Capital Bank, 2005) キャピタル・マネジメント・ハウス (Capital Management House, 2006) シーラ投資銀行 (Seera Investment Bank, 2006) エラフ銀行 (Elaf Bank, 2007) グローバル・バンキング・コーポレーション (Global Banking Corporation, 2007) インベストメント・ダル銀行 (Investment Dar Bank, 2007) ファースト投資銀行 (First Investment Bank, 2007) ファースト・エナジー銀行 (First Energy Bank, 2008)
2010 年	イスマール銀行 (Ithmaar Bank, 2010)

〔出所〕 [CBBHP] および各銀行のホームページをもとに、筆者作成。

3. バハレーンの金融監督制度とイスラーム金融

バハレーンの金融市場においてイスラーム金融のマーケットが年々拡大していることは、前節でみたとおりである。そのようなイスラーム金融の法的枠組みを考察するために、バハレーンにおける金融監督制度全体のあり方を概観する。

3.1. 金融監督制度概観

現在のバハレーンの通貨制度や金融制度に関するすべての事項は、バハレーン中央銀行 (Central Bank of Bahrain) が管轄している。金融市場の安定を維持するための金融機関の規制監督は、バハレーン通貨庁時代から各金融部門の指針となるルールブックを発行することによって調整されている。ルールブックによる最新の規制監督は、2006年中央銀行法第37条で規定されている。この条文は5項目あり、中央銀行理事会、中央銀行総裁によって金融機関の規制監督を行う手続を規定している。2006年中央銀行法第37条(b)と(c)には、中央銀行理事会及び中央銀行総裁によって審議された規制監督の決議は、官報での公示やメディアを通じて発表することによって、有効なものとなる旨が記載されており、2006年中央銀行法第38条に、第37条の規制監督の枠組みを法的に保障するために、総裁が出す命令が法的拘束力を有することが明記されている。

バハレーン中央銀行ルールブックは2010年現在6つ部門のを対象とする。その6つの部門とは、従来型銀行、イスラーム銀行、保険会社、投資会社、特別会社、資本市場である¹¹⁾。従来型銀行、イスラーム銀行、保険会社、投資会社のルールブックには、ルールブックの使用方法から始まり、法人の登記、事業の原則、内部監査の方法、会計監査基準や参照すべき法律などを示している。また、事業のガイドラインとして自己資本比率、経営管理、リスク・マネジメントから金融犯罪の規制まで定めている。これは、金融市場の安定性をバハレーン中央銀行が維持するために、自己資本比率といった金融機関の経営状態を報告する規準も設けている¹²⁾。

ルールブックに関わる法律は2006年中央銀行法の他にも、バハレーン証券取引法(1987年)、商業法(2001年)、金融信託法(2006年)やバハレーン反マネー・ロンダリング法(2001年)といったものが挙げられる。

3.2 イスラーム金融監督制度

バハレーン通貨庁は2002年にバハレーン国内におけるイスラーム銀行に対する規制監督の枠組みとして、「イスラーム金融機関のための健全性規制ガイドライン (Prudential Information and Regulation for Islamic Banks, PIRI)」を作成した。イスラーム銀行は、このガイドラインに沿って金融取引内容を報告することを義務付けられている。この金融規制監督の枠組みはイスラーム金融市場の安定を目的としている [PIRI]。そのため、PIRIは一般的な銀行の経営状態を評価するときに使用するキャメル (CAMEL) 格付けを、イスラーム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions, AAOIFI) の規準に適用して、イスラーム銀行のための自己資本比率の計測、資産の質、投資資産の管理、収益の質、流動性や内部統制の枠組みを提示している¹³⁾。このようなガイドラインはバハレーン中央銀行に移行したあとも適用され、

11) 特別会社と資本市場のルールブックは現在も内容の改良中である。

12) Appendix 1を参照。

13) キャメル格付けは、銀行業務の健全性と適正な運営を確保するために行う行政検査の指針となる確認項目の頭文字をとったものである。それぞれ、自己資本の充足度 (Capital Adequacy)、資産内容 (Asset Quality)、経営管理 (Management of Investment Accounts)、収益力 (Earnings Quality)、流動性 (Liquidity) の5項目によって評価される。

バハレーン中央銀行にイスラーム銀行が経営状態を報告し、銀行をバハレーン中央銀行が評価するためのガイドラインとなっている。

PIRI にくわえて、バハレーンにおけるイスラーム銀行の規制監督のあり方は、中央銀行が発行しているルールブック第2巻で示されている。なお、イスラーム銀行以外のイスラーム金融に関するガイドラインは他のルールブックで提示されている。たとえば、イスラーム保険会社については第3巻に、イスラーム投資銀行については第4巻に、その他のイスラーム金融機関に関しては第5巻に規則が示されている。イスラーム銀行のルールブックの目次からもわかるように¹⁴⁾、イスラーム銀行向けのルールブックは従来型の金融機関向けのルールブックと異なって、流動性リスクの管理に関する項目が加えられている。これは、自己資本比率の算定において、イスラーム金融特有のリスクを考慮する必要があるからである [PIRI]。

イスラーム銀行のルールブックでは、イスラーム銀行業務に関わる規定も細かく提示されている。イスラーム銀行の登記に関する規定によると、バハレーンで登記したイスラーム銀行の法的地位は、バハレーンを本拠地とする、バハレーン共同出資会社 (Bahraini Joint Stock Company) として位置づけられている。また、「親会社が登記した国の法律に従い創設され、登記した国で銀行として営業することを認められた機関のバハレーン支店」は多国籍企業の傘下という位置づけになる¹⁵⁾。

3.3 イスラーム金融の国際的拠点としてのバハレーン

ところで、イスラーム金融商品をどのようにイスラーム法との適合性を決定するかといった問題は、地域の多様性によって統一した指針がない。そのため、地域によって認可されるイスラーム金融商品があれば、認可されないものもある。このことから、しばしばイスラーム金融商品のイスラーム法と適合するか否かの基準や金融機関の不正防止としてどの基準が正当なのか議論となっている。このような事態を收拾するためにも、国際的な取組みが進められている。特に、バハレーンにはイスラーム金融市場に関わる専門機関の拠点が数多く置かれている。

イスラーム金融市場に関わる専門機関の中でも重要な機関を3つ紹介する。第1に、国際イスラーム金融市場 (International Islamic Finance Market, IIFM) は、2002年にイスラーム金融機関の流動性を確保する目的でバハレーンに設立された。イスラーム銀行間市場において、流動性の確保はイスラーム法の観点から非常に難しい課題であった。なぜなら、従来型銀行間で用いられている利子付きの手法は、イスラーム金融で用いることができないからである¹⁶⁾。このイスラーム金融市場で生じる流動性の課題に対する打開策として IIFM が設立され、イスラーム金融の国際取引に伴う流動性の課題を打破する枠組みを構築している。

第2に、イスラーム金融の会計に関するガイドラインを定めているイスラーム金融機関会計監査機構 (AAOIFI) の本部がバハレーンに設置されている。イスラーム金融機関会計監査機構はイスラーム金融機関がガイドラインとする会計監査の基準を策定することを中心として活動しているが、現在では会計監査以外にも、イスラーム金融商品の基準の統一を目的としたシャリーア・スタンダードを発行している。バハレーンのルールブック第2巻もイスラーム金融機関会計監査機構が発行しているシャリーア・スタンダードに従うべきであると記している。たとえば、各銀行に設置され、

これにより、問題があると判断された銀行は中央銀行からの監督体制が強化される [BMA 2002]。

14) Appendix 2 を参照。

15) *Central Bank of Bahrain, Volume 2-Islamic Banks, Part A: Licensing Requirements-2 Licensing Conditions: Condition 1: Legal Status* 参照。

16) イスラーム金融における流動性の問題についての詳細は [長岡 2008] を参照。

金融商品のイスラーム法との適合性を判断するシャリーア諮問委員会は、イスラーム金融機関会計監査機構の基準に合わせるべきであると明記されている¹⁷⁾。

第3に、イスラーム金融に関する書物の出版といった情報提供を目的とした業界団体であるイスラーム金融機関一般評議会 (General Council for Islamic Banks and Financial Institutions, CIBAFI) もバハレーンに拠点を置いて活動している。

このように、国際的に影響力のあるイスラーム金融に関わる専門機関がバハレーンに設置されていることから、バハレーンが対外的にもイスラーム金融のハブとしての役割を果たしていることが伺える。

4. 法体系の二元性をめぐるダイナミズム

本節では、バハレーンにおける法制度がどのような構造を有しているのかを歴史的に概観し、イスラーム金融の本質を決定付けるイスラーム法の管轄権について考察する。さらに、これを踏まえて、イスラーム金融においてイスラーム法が、商品開発の次の段階でどのように適用されているかを検討する。

4.1. バハレーンにおける法体系の二元性

バハレーンにおける西洋法の影響は英国の支配を受けた時代に遡る。1971年に英国軍が撤退するまで、バハレーンの領土は英国の保護領であり、重要な軍事拠点の一つであった¹⁸⁾。これにより、独立するまでのバハレーンにおける行政は、英国主導による行政制度や司法制度の近代的な改革が進められた [Amin 1985: 21]。行政改革では、主要部局の高官に英国人が就任して司法行政改革を推進した。その一方で、一部の行政に王族のハリーフ家が携わっていたものの、重要な役職はほとんど英国人が担う状態にあった¹⁹⁾。くわえて、英国人に対する治外法権が与えられ、ハリーフ家が支配する領域内の最高裁判所として英国裁判所が置かれ、司法制度の実質的統括は、英国裁判所が掌握していた。20世紀初頭まで、英国裁判所は他の地域の植民地の最高裁判所として位置づけられていた。これは1890年英国国外管轄権法 (British Foreign Jurisdiction Act 1890) にもとづいている。ハリーフ家の領土は保護領であったが、この英国国外管轄権法の適用を受けたため、英国裁判所が最高裁判所として位置づけられた²⁰⁾。1960年代半ばに入り、英国が徐々に司法権を現地の裁判所に譲渡し始め、1971年に英国が湾岸地域から撤退するまでには、司法権を完全にバハレーンの裁判所に返還することとなった [Amin 1985: 22]。

1970年代前半までに英国の保護領だった中東湾岸諸国が相次いで独立し、国家の方針である憲法の制定、民法や刑法といった法制度の整備が進められてきた。その際、各国の憲法にはイスラーム法が立法の際の法源のひとつであることが明記されている²¹⁾。

1973年に制定されたバハレーン憲法第2条では、イスラーム法を立法の際に指針となる法源と

17) *Central Bank of Bahrain, Volume 2-Islamic Banks, Part A: High Level Controls (HC)-1 Corporate Governance: Board Composition and the Role of Committee: Sharia Supervision Committee HC-1.3.15* 参照。

18) そのため、この地には第二次世界大戦期に英国の陸海空軍の司令部が設置された。

19) スンナ派のワクフ局と公安局以外の行政指導部は英国人が占めていた [Amin 1985: 21]。

20) この域外管轄権に対する意義申し立てがなされたのは1960年になってからであり、1971年にバハレーンが独立するまで、植民地でないにも関わらず英国裁判所が域外管轄権を事実上行使していた [Amin 1985: 21]。アミンはバハレーンと英国の関係は植民地と被植民地の関係ではなく、バハレーンは英国の保護領であったことから、この域外管轄権を問題視している [Amin 1985: 20]。

21) アラブ首長国連邦憲法第7条、オマーン憲法第2条、カタル憲法第1条、クウェート憲法第2条、バハレーン憲法第2条において明記されている。サウディアラビアには厳密には憲法が制定されていないが、実質上憲法の役割を担う統一法があり、その第1条にて「クルアーンと預言者のスンナ」(イスラーム法の法源) が憲法として位置づけられている。

することが条項に明記されている²²⁾。憲法第5条Bにおいて、「イスラーム法にしたがって、家族に対する女性の義務を社会的に考慮すること」が記されている。また、同条項のDでは「遺産相続はイスラーム法にしたがって保障されること」と規定されている。

さて、バハレーンが独立した1971年に制定された法律は、民事訴訟法など5つある²³⁾。他の中東湾岸諸国と同様に、バハレーンで制定された法律のほとんどが、エジプト法を継受したクウェート法の影響を受けている [Al-Suwaidi 1993: 292]。エジプト法は、フランス法を直接継受した経緯を持つことから、クウェート法も必然的にフランス法を継受することとなった。くわえて、バハレーンの法律制定にはエジプトから多くの専門家が招聘されたことから、バハレーンの法制度においてエジプト法の影響が強い [Radhi 2003: 77-78]。バハレーン政府は、バハレーン独自の法制度を確立することを期待していた。ここで述べている独自の法制度とは、バハレーンの歴史と文化・慣習を反映させることを意味している。その結果、バハレーン政府は英国法のみならず、イスラーム法や中東湾岸諸国が一般的に適用しているエジプト法といった様々な法律を混合した法体系を策定した。

以上のように、バハレーンの法体系はエジプト法を通じてフランス法を継受しながら、独立する1971年までに整備されていった。そして、1971年法令13号によってバハレーンの訴訟制度が確立された。この1971年法令13号(旧裁判法)は、1977年法令17号と1999年法令4号によって、特定の条項に関して修正がなされている。そして2002年法令42号によって、現行の裁判法が制定され、2006年法令50号と2010年法令35号によって、条文の修正がなされている。本稿で記す裁判法はこの2002年法令42号を指す。

司法裁判所は、通常裁判所とシャリーア裁判所に分類されている [Radhi 2003]。通常裁判制度は私人に関わる商事、民事、刑事事件の事案を扱う²⁴⁾。民事訴訟制度は裁判法において破毀院 (Court of Cassation)、最高控訴裁判所 (High Civil Court of Appeal)、高等裁判所 (High Civil Court)、下級裁判所 (Lower Court) によって成り立っている (裁判法第6条)。民事訴訟の場合、一般的に下級裁判所から始まり、高等裁判所、そして最後に最高控訴裁判所へと上訴される。ただし、法律認定に関わるものは、高等控訴院から大審院ではなく、破毀院に上訴する。

シャリーア法廷に関する規定は、裁判法第2章で明記されている。次の条文からわかるようにシャリーア法廷は財産法分野を扱わず、婚姻や相続といった家族法のみしか扱わない。

第13条 シャリーア法廷は以下からなる：

1. 高等シャリーア控訴裁判所
2. 上級シャリーア裁判所
3. 下級シャリーア裁判所

上記に挙げられている裁判所は次の二局によって成立する：

- (a) スンナ派シャリーア裁判所

22) バハレーンの憲法は1973年に制定された最初の憲法が、2002年に国民選挙によって新たに改正された。なお、本稿で採り上げる条項について、特に変更はない。

23) 非ムスリム外国人の財産管理法 (The Law on the Administration of Estate of Non-Muslim Foreigners)、小切手法 (The Law on Checks)、裁判機関法 (The Law on the Organization of the Judiciary)、公証人法 (The Notarization (Notary Public) Law)、民事訴訟法 (The Law of Civil and Commercial Procedure) の5つの法律が制定された。

24) バハレーンの裁判所は5種類あり、裁判所の管轄によって訴訟制度が異なっている。まず、バハレーンにおける司法省が管轄する裁判は、民事裁判と刑事裁判にくわえて、イスラーム法によって法的判断を実施するシャリーア裁判所も分類に含まれる。これら3つの裁判所は司法裁判所として分類される [Radhi 2003: 104]。この他にも、憲法と立法の関係を確認する違憲審査を実施する憲法裁判所、軍が独自に有する軍事裁判所の2つある。

(b) ジャーフアル派シャリーア裁判所

シャリーア裁判所はムスリムの個人的な身分に関わる紛争に対して審理する裁判権を有しているものとする。ただし、遺産、財産及び破産に関連する事物管轄権の性質を有する当該の民事裁判所で審理されるものは除く。

第14条 シャリーア法廷の法的管轄権は、提起された時における原告の宗派に即して判断されなければならない。

先の規定にかかわらず、結婚契約に関わる訴訟の管轄権は、結婚契約を締結した宗派によって判断されなければならない。(以下略)

第21条 1986年法令26号²⁵⁾にしたがってシャリーア法廷の手続に関する条文は、民法上の身分に関わる事例を扱う

旧裁判法である1971年法令13号では、シャリーア法廷は高等シャリーア控訴裁判所と高等シャリーア裁判所の二種類のみであった [Ballantyne 1986: 72]。1999年法令4号には下級裁判所が追加された。

裁判法第20条において、シャリーア法廷は各法学派によって設けられることが明記されている。この背景には、バハレーンで選択される宗教学派が次の4つに分けられることがあげられる。バハレーンにはスンナ派、マールク法学派とハンバル学派、シャーフィイー学派の3つにくわえて、十二イマーム派のジャーフアル学派の4つの法学派がある [Lawson 1989: 4]。スンナ派とシエ派のみならず、スンナ派内でも法学派によってイスラーム法の解釈方法が異なることから、それぞれの法学派による手続を考慮して裁判所が設置されていることが伺える。

司法制度においてイスラーム法を適用する範囲と西洋法を受け継いだ法制度を適用する範囲が一般的に区分されてきたことがわかった。裁判法第21条でも明記されているようにイスラーム法は「ムスリムの個人的な身分」に適用される。そして、「ムスリムの個人的な身分」以外のものは一般的に英国法やフランス法といった西洋法を継受した法律が適用される。このように、イスラーム法と西洋法の法体系が併存している状態を、「法体系の二元性」と名づけることにする。

4.2. 金融関連法制度における二元化

このようにバハレーンの司法制度においては、法体系の二元性がみられるが、金融の分野においては西洋法が支配的となっている。そのような中で、イスラーム金融のマーケットシェアが拡大し始めた2000年以降、金融関連の法制度の分野においても法体系の二元化が進みつつある。具体的には、バハレーンには金融関連の法として、2006年中央銀行法、バハレーン証券取引法(1987年)、商業法(2001年)、バハレーン反マネー・ロンダリング法(2001年)や金融信託法(2006年)などが挙げられるが、これらの法律は、イスラーム金融に関する条項を入れるため2000年以降、法改正がなされてきた。これらのうち、例えば、1973年のバハレーン通貨庁設置法では、イスラーム金融に関する条項は含まれていなかったが、この法律を改正した2006年中央銀行法第1条では、

25) 裁判法第21条で取り上げられている1986年法令26号はシャリーア法廷の管轄権に関して定めた法律である。シャリーア法廷に提訴するための手続(第1条から第11条)や裁判所への召還及び出頭(第12条から第25条)、出頭及び被告の不在(第26条から第38条)、裁判の進行(第40条から第53条)、判決への意義申し立て(第54条から第57条)、提訴(第58条から第61条)、再審請求(第61条から第65条)などを規定している。

銀行に関する定義としてイスラーム法の原則によって設立された銀行の区分が登場している。

2006年中央銀行法第1条金融機関の銀行の定義：

- (1) この法律に即して預金、ローン、基金の運営や投資といった金融事業を行うもので、他にこれらと関連した事業を展開していることを問わず、この法律によって(バハレーン中央銀行から)認可を受けた法人
- (2) イスラームのシャリーア原則に即して、預金や貯蓄を運営、管理、投資するもので、他にこれらと関連した事業を展開していることを問わず、この法律によって認可を受けた法人
- (3) 中央銀行によって承認された機関

また、この法律の第39条(a)において、「一般的な金融機関以外にもイスラーム法にもとづいて営業する機関にも適用される」ことが明記されている。以上から、従来の中央銀行法にイスラーム法の要素が加わったことがわかる。しかし、イスラーム法と西洋法が管轄する銀行の種類は完全に分離されていることから、2006年中央銀行法において法体系が二元化していると言える。前章でみたルールブックの制定やPIRIも、金融関連法における法体系の二元化の動きとしてみることができるであろう。

以上で見てきたバハレーンでのイスラーム金融をめぐる法的枠組みは、そのほとんどが銀行の設立、運営に関わるものばかりである。これに対して、運営をしていく中で起こってくるイスラーム金融をめぐる民事紛争に関する法的枠組みはまだ発展段階にあり、銀行設立や規制監督のように具体的な規定が十分に整備されていない。バハレーンの司法制度上、イスラーム法を適用するシャリーア裁判所が扱う案件は家族法が中心であることは前述した通りである。裁判法などの法令からわかるように、イスラーム法に関する規定が近年追記されてはいるものの、イスラーム金融をめぐる紛争処理を裁判所がどのように扱うのかという方針は示されておらず、現状では、イスラーム金融における民事紛争は、西洋法にもとづいて処理されている。

ところで、法的問題が生じた場合、裁判所での処理と裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution, ADR)の二種類の解決方法がある。裁判外紛争解決手続が用いられるのは、民事紛争を裁判所で処理する場合、司法権によって法規範の妥当性を判断するため、手続や審理に多大な時間や資金を要するからである。これに対して、当事者の合意によって利用される仲裁や調停といった裁判外紛争解決手続は、迅速かつ非公式に進められる利点がある。商取引の紛争の場合、裁判外紛争解決手続が選択されるのが全世界的に主流となっている。

バハレーンでは、2010年1月からバハレーン紛争処理委員会(Bahrain Chamber for Dispute Resolution, BCDR-AAA)が、裁判外紛争解決手続による民事紛争処理を実施している²⁶⁾。ここで扱う事例は、バハレーン国内外の金融機関をはじめとする商事に係る民事紛争である。関係者との聞き取り調査から、このバハレーン紛争処理委員会では、イスラーム金融に関する案件が2010年1月から同年9月までに十数件持ち込まれたことがわかっている²⁷⁾。これは、イスラーム金融を従来型金融と区別して処理する枠組みが構築されていないものの、バハレーン紛争処理委員

26) BCDR-AAAはバハレーン紛争処理委員会とアメリカ仲裁協会(American Arbitration Association, AAA)が共同で運営している。BCDR-AAAが新しいことから、裁判外紛争解決手続の経験が豊富なアメリカ仲裁協会との連携によって、バハレーン紛争処理委員会が中東湾岸地域における裁判外紛争解決手続に貢献することが期待されている。

27) BCDRに持ち込まれた事例については今後の実地調査での課題である。

会設置に関する2009年法令30号の第1項と第2項で規定されている手続を踏めばイスラーム金融の事例もここで処理できるからである²⁸⁾。裁判外紛争解決手続においても、裁判所での処理と同様に、イスラーム金融をめぐる民事紛争は、従来型金融と同様の方法で処理されているのである。

5. 今後の展望

中東湾岸諸国において、これまで西洋法とイスラーム法が適用される分野が、民法では住み分けがなされている状態であった。そして、商取引などの商法分野は西洋法が適用されることが近年まで通例となっていた。本稿では、このような西洋法を継受した法体系とイスラーム法の法体系が併存している状態を「法体系の二元性」と呼んだ。この「法体系の二元性」は、イスラーム金融マーケットの拡大にともなう民事紛争の類発は、従来からの二元性を分ける領域そのものを変容させる事態を引き起こしている。本稿で見てきたように、現状では、そのような変容を十分捕捉できるような法的枠組みが整備されているとは言い難い。しかし、今後も拡大していくであろうイスラーム金融の動向を考えるならば、新たな法的枠組みの整備は必須のものとなっていくことは確かであり、現に、その模索が始まっている。今後の研究においては、そのような新たな法的枠組みの形成のあり方を注視していき、その特徴を考えていく必要があるだろう。

<参考文献>

- 北村歳治・吉田悦章 2008『現代のイスラーム金融』日経BP社。
小杉泰 1994『現代中東とイスラーム政治』昭和堂。
眞田芳憲 1999『イスラーム身分関係法』中央大学出版。
長岡慎介 2008「イーナとタワッルクからみた現代イスラーム金融のダイナミズム——地域的多元性から東西市場の融合へ」『イスラーム世界研究』2(1), pp. 163-182.
- Abdul-Rahman, Y. 2010. *The Art of Islamic Banking and Finance*. New Jersey: John Wiley & Sons.
Amin, S.H. 1985. *Middle East Legal Systems*. Glasgow: Royston Limited.
Archer, S. and R.A. Abdel Karim. 2007. *Islamic Finance: The Regulatory Challenge*. Singapore: John Wiley & Sons.
Ballantyne, W.M. 1986. *Commercial Law in the Arab Middle East: The Gulf States*. London: Lloyd's of London Press.
BMA (The Bahrain Monetary Agency). 2002. *Islamic Banking & Finance in the Kingdom of Bahrain*. Manama: Bahrain Monetary Agency.
Brown, N.J. 1997. "Shari'a and State in the Modern Muslim Middle East," *International Journal of Middle East Studies* 29(3), pp. 359-376.
Foster, N.H.D. 2010. "Islamic Perspective on the Law of Business Organizations 1: An Overview of the Classical Sharia and a Brief Comparison of the Sharia Regimes with Western-Style Law," *European Business Organization Law Review* 11, pp. 3-34.
———. 2010. "Islamic Perspective on the Law of Business Organizations 1: An Overview of the Classical

28) イスラーム金融の事例を想定した法的枠組みはまだ整備されていないが、現在理事会でイスラーム金融を扱う紛争処理方法について話し合いがなされており、将来的にイスラーム金融をめぐる民事紛争が従来型の法体系とは区別して扱われることが期待される。

- Sharia and a Brief Comparison of the Sharia Regimes with Western-Style Law,” *European Business Organization Law Review* 11, pp. 273–307.
- Greuning, H.V. and Z. Iqbal. 2008. *Risk Analysis for Islamic Banks*. Washington, D.C.: The World Bank.
- . 2007. “Banking and the Risk Environment,” in Askari, H., Z. Iqbal. and A. Mirakhor (eds.), *New Issues in Islamic Finance and Economics: Progress and Challenges*, Singapore: John Wiley & Sons, pp. 11–39.
- Kamali, M.H. 2008. *Shari’ah Law: An Introduction*. Oxford: Oneworld.
- Mallat, C. 2000. “Commercial Law in the Middle East: Between Classical Transactions and Modern Business,” *American Journal of Comparative Law* 48(1), pp. 81–141
- Nyazee, I. A.K. 1998. *Islamic Law of Business Organization: Corporations*. Islamabad: The International Institute of Islamic Thought and Islamic Research Institute.
- Radhi, H.A. 2003. *Judiciary and Arbitration in Bahrain: a historical and analytical study*. Hague: Kluwer Law International.
- Saif, A.A. 2004. *Arab Gulf Judicial Structures*. Dubai: Gulf Research Center.
- Schulze, R. 2002. *A Modern History of the Islamic World*. London. New York: I.B.Tauris Publishers.
- Sadah, M.A. and S. Norton. 2008. “The Application of Unicitral Model Law Principles in the Middle East Region,” *Arab Law Quarterly* 22, pp. 219–269.
- Usmani, M.T. 2008. *An Introduction to Islamic Finance*. Karachi: Quranic Studies Publishers.
- Warde, I. 2000. *Islamic Finance in the Global Economy*. Edinburgh: Edinburgh University.

<ホームページ>

- BFBF (Business Friendly Bahrain “Financial services), <http://www.bahrain.com/financial-services.aspx> (2010年8月17日閲覧)
- CBBHP (バハレーン中央銀行ホームページ) <http://www.cbb.gov.bh/assets/CBB%20Register/IsBL-Aug10.pdf> (2010年9月28日閲覧)
- PIRI (Guidelines for Completion of the Prudential Information Returns for Islamic Banks Incorporated in the Kingdom of Bahrain), http://cbb.complinet.com/net_file_store/new_rulebooks/c/b/CBB_Vol2_AppBR4_Jan09.pdf (2010年9月28日閲覧)

<バハレーン法令 (アラビア語) >

- Dustūr Dawla al-Bahrayn
Dustūr Mamlaka al-Bahrayn
Marsūm Raqm 12 li-Sana 1971
Marsūm Raqm 13 li-Sana 1971
Marsūm Raqm 23 li-Sana 1973
Marsūm Raqm 2 li-Sana 1979
Marsūm Raqm 26 li-Sana 1986
Marsūm Raqm 9 li-Sana 1993
Marsūm Raqm 9 li-Sana 1994
Marsūm Raqm 4 li-Sana 1999

Marsūm Raqm 42 li-Sana 2002

Marsūm Raqm 50 li-Sana 2006

Amr Malakī Raqm 24 li-Sana 2009

Marsūm Raqm 30 li-Sana 2009

Marsūm Raqm 35 li-Sana 2010

Appendix 1. 従来型銀行を対象としたルールブック第1巻の目次

バハレーン中央銀行 第1巻 従来型銀行²⁹⁾

パート A

ルールブックの概要

1. 上位基準の義務
 - 1.1. LR ライセンシングに関する規則
 - 1.2. PB 銀行業務の原則
 - 1.3. HC 上位管理（良い経営状態を維持する方法、コーポレート・ガバナンス）
 - 1.4. AU 会計監査基準
 - 1.5. GR 一般的な要件
2. 銀行業務の基準
 - 2.1. BC 業務及び市場管理
 - 2.2. CA 自己資本
 - 2.3. CM 信用リスク管理
 - 2.4. OM オペレーションリスク管理
 - 2.5. FC 金融犯罪
3. ブルーデンシヤルに関わる規則
 - 3.1. PCD 健全性の強化と控除に関する要件
4. 報告義務事項
 - 4.1 BR 中央銀行報告要件
 - 4.2 PD 情報公開
5. 強制と保障
 - 5.1. CP 賠償
 - 5.2. EN 強制

29) 章・節番号は本来付いていないが、便宜上筆者が附した。

パート B

用語の定義

1. 循環リスト

- 1.1. ライセンシングと許可の要件
- 1.2. 上位管理
- 1.3. 業務及び市場管理
- 1.4. 自己資本
- 1.5. 信用リスク管理
- 1.6. オペレーションリスク管理
- 1.7. 金融犯罪
- 1.8. バハレーン通貨庁報告要件
- 1.9. 情報公開の要件
- 1.10. 賠償

2. 中央銀行の報告様式

- 2.1. AU 会計会社
- 2.2. BC 業務及び市場管理
- 2.3. FC 金融犯罪
- 2.4. BR バハレーン中央銀行報告要件
- 2.5. EN 強制
- 2.6. ALF 年間ライセンス費用
- 2.7. STR (マネー・ロンダリング又はテロ資金供与の) 疑いのある取引情報

3. バハレーン中央銀行 認可様式

- 3.1. LR ライセンスと認可の要件

4. 補足情報

- 4.1. BC 業務及び市場管理
- 4.2. CA 自己資本
- 4.3. CM 信用リスク管理
- 4.4. FC 金融犯罪
- 4.5. BR バハレーン中央銀行 報告要件
- 4.6. CP 賠償

Appendix 2. イスラーム銀行を対象としたルールブック第2巻の目次

バハレーン中央銀行 ルールブック第2巻 イスラーム銀行

パート A

イントロダクション

UG ルールブックの概要

1. 上位基準

- 1.1. LR ライセンシングライセンスに関する規則
- 1.2. PB 銀行業務の原則
- 1.3. HC 上位管理（良い経営状態を維持する方法、コーポレート・ガバナンス）
- 1.4. AU 会計監査基準
- 1.5. GR 一般的な要件

2. 銀行業務の基準

- 2.1. BC 業務及び市場管理
- 2.2. CA 自己資本
- 2.3. CM 信用リスク管理
- 2.4. OM オペレーションリスク管理
- 2.5. LM 流動性リスク管理
- 2.6. FC 金融犯罪

3. プルーデンシャルに関わる規則

- 3.1. PCD 健全性の強化と控除に関する要件

4. 報告義務事項

- 4.1. BR 中央銀行報告要件
- 4.2. PD 情報公開

5. 強制と保障

- 5.1. CP 賠償
- 5.2. EN 強制

パート B

用語の定義

1. 循環リスト

2. 中央銀行の報告様式

- 2.1. AU 会計会社

- 2.2. BC 業務及び市場管理
 - 2.3. FC 金融犯罪
 - 2.4. BR バハレーン中央銀行報告要件
 - 2.5. EN 強制
 - 2.6. ALF 年間ライセンス費用
3. バハレーン中央銀行 認可様式
 - 3.1. LR ライセンスと認可の要件
4. 補足情報
 - 4.1. BC 業務及び市場管理
 - 4.2. CA 自己資本
 - 4.3. CM 信用リスク管理
 - 4.4. FC 金融犯罪
 - 4.5. BR バハレーン中央銀行 報告要件
 - 4.6. CP 賠償